

- ③リボンの使用は禁止する。ゴムは、派手でないもの。
- ④前髪などの一部を束ねることは禁止する。
- ⑤エクステンションは禁止する。

#### 第17条 服装について

服装は所定の制服を着用し、学生らしく質素端正にする。

##### 制服A

- 冬服……本校指定（ブレザー、長袖ワイシャツ、ネクタイ、ズボン）
- 合服……本校指定（長袖ワイシャツ、ネクタイ、ズボン）
- 夏服……本校指定（半袖Yシャツ、ズボン）
- [セーター] 本校指定（紺のVネック）
- [ネクタイ] 本校指定（ピンクストライプ・オプション）
- [コート・手袋・マフラー・ネックウォーマー] 派手でないもの。
- [靴] 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）
- [靴下] 白色・黒色・紺色（踵の隠れる長さ）
- [ベルト] 黒（特異でないもの）とする。

~~[バッグ] 本校指定 ※派手でないサブバッグ使用可。~~

##### 制服B

- 冬服……本校指定（スカート、長袖ブラウス、ベスト、ブレザー、リボン）
- 合服……本校指定（スカート、長袖ブラウス、ベスト、リボン）
- 夏服……本校指定（スカート、半袖ブラウス）
- [セーター] 本校指定（紺のVネック）
- [リボン] 本校指定（ネクタイ・リボン）
- [コート・手袋・マフラー・ネックウォーマー] 派手でないもの。
- [靴] 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）
- [靴下] 本校指定(紺色)・白色・黒色（踵の隠れる長さ）
- [タイツ] 黒色

~~[バッグ] 本校指定 ※派手でないサブバッグ使用可。~~

削除

#### 第18条 高校生らしい身だしなみを心がける。

### 第3章 運転免許取得について

#### 第19条

- (1) 原付免許取得は禁止とする。ただし、次のイ又はロ及びハに該当し、学校長に申請して認められたときは、通学用として原付免許の取得を認める。
  - イ 自宅から学校までの路程が、10 km以上あるとき。
  - ロ 山間部に居住し自宅から最寄りの停留所までの路程が1 km以上あるとき。
  - ハ 学校長の開催する説明会及び許可式に保護者と本人が出席できる者。
- (2) 前号のほか、通学用原付運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。
- (3) 四輪普通免許取得、(四輪普通免許・自動二輪免許)取得、準中型免許取得のための自動車学校入校は、原則として3年次11月1日以降に許可制とする。
  - 1)進路が決定しているもの、欠点がないもの、学校生活・態度が良好なものに限る。
  - 2)運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。

附則 この一部改正後の心得は、令和4年12月24日から施行する。